

「バリアフリー新法」に係る特定路外駐車場の設備等に関するチェックリスト

(「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」の規定による)

項目 (根拠法令)	特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準	チェック	備考
提出書類	<p>高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第12条のただし書きに基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面</p> <p>車いす利用者用施設、移動等円滑化経路その他主要施設を表示した縮尺1/200以上の平面図</p>		※正、副各1部
路外駐車場 車いす用駐車施設 (省令第2条)	<p>1. 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(車いす利用者駐車施設)を設けているか</p> <p>2. 車いす用駐車施設は次の基準を満たしているか</p> <p>①幅は350cm以上あるか</p> <p>②車いす用駐車施設又はその付近に、車いす用駐車施設の表示をしているか</p> <p>③省令第3条に規定する路外駐車場移動等円滑化経路の長さが、できるだけ短くなる位置に設けられているか</p>		
路外駐車場移動等 円滑化経路 (省令第3条)	<p>1. 車いす用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、高齢者や障がい者等が円滑に利用できる経路(路外駐車場移動等円滑化経路)となっているか</p> <p>2. 路外駐車場移動等円滑化経路は、次の基準を満たしているか</p> <p>①経路上に段を設けていないか※</p> <p>②経路を構成する出入口の幅は80cm以上あるか</p> <p>③経路を構成する通路は次の基準を満たしているか</p> <p>(1)幅は120cm以上あるか</p> <p>(2)50m以内ごとに車いすの回転できる場所があるか</p> <p>④経路を構成する傾斜路※は次の基準を満たしているか</p> <p>(1)段に代わって設置している傾斜路の場合、幅は120cm以上あるか 段に併設している傾斜路の場合、幅は90cm以上あるか</p> <p>(2)勾配は1/12(高さが16cm以下のものについては1/8)を超えていないか</p> <p>(3)高さが75cmを超え、かつ勾配が1/20を超える場合、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか</p> <p>(4)次の(i)又は(ii)の条件に該当する傾斜路がある部分に手すりを設けているか</p> <p>(i)勾配が1/12を超える傾斜</p> <p>(ii)高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜</p>		<p>※ただし、傾斜路を併設している場合は段を設けてもよい</p> <p>※段代わるもの又は、段に併設するものに限る</p>
特殊の装置 (省令第4条)	1. 国土交通大臣が認める特殊の装置に該当するものがあるか		※ある場合、国土交通大臣の認定書の写を添付し